

令和5年3月教育委員会定例会 議事録

日時 令和5年3月15日(水)

場所 県庁行政棟7階「教育委員会室」

令和5年3月教育委員会定例会 議事録

開催日時	令和5年3月15日(木) 14時00分
開催場所	長崎県庁行政棟 教育委員会室
出席委員	中崎教育長、廣田委員、森委員、嶋崎委員、芹野委員
出席職員	島村政策監、狩野教育次長、立木教育センター所長、池田長崎図書館長、桑宮総務課長、高稲教職員課長、加藤義務教育課長、谷口義務教育課人事管理監、田川高校教育課長、初村高校教育課人事管理監、分藤特別支援教育課長、大川児童生徒支援課長、日高学芸文化課長、松山体育保健課長、岩橋体育保健課体育指導監
開 会	<p>(中崎教育長)</p> <p>それでは、ただ今から、3月定例会を開会いたします。なお、本日は、伊東委員より、所用により欠席する旨、連絡をいただいておりますので、ご了承願います。</p> <p>皆様にご報告いたします。</p> <p>規則により、教職員組合から1名の傍聴を許可しております。</p> <p>傍聴人にとっては、発言はもちろん、私語、談笑、拍手等も禁止されていますのでよろしくお願いします。</p>
前回会議録承認	<p>本日の議事録署名委員を私から指名させていただきます。</p> <p>議事録署名委員は、廣田委員、森委員の両委員にお願いします。</p> <p>次に、2月定例会の議事録は、各委員に送付されておりますが、承認してよろしいでしょうか。</p> <p>「異議なし」と呼ぶ者あり。</p> <p>(中崎教育長)</p> <p>御異議ないようですから、前回の議事録は承認することにいたします。それでは、各委員御署名をお願いします。</p> <p>(中崎教育長)</p>

第 3 4 号 議 案

本日提案されている議題等のうち、冊子 2、冊子 3、冊子 4 につきましては、教育委員会の会議の非公開に関する運用規程により、非公開として協議を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり。

(中崎教育長)

御異議ないようですので、そのように進めていきます。

それでは、「定例教育委員会 1」の冊子について審議いたします。第 3 4 号議案について、提案理由を説明願います。

(田川高校教育課長)

資料 1 ページ第 3 4 号議案のコミュニティ・スクールの導入について、お諮りをいたします。提案理由につきましては、近年、地域と連携した特色ある学校づくりを推進することが求められるようになりました。そのために、県立学校においても、段階的に「コミュニティ・スクール」の導入を推進することとし、今回、設置に関する規則についてお諮りすることといたします。

なお、コミュニティ・スクールとは、学校運営協議会とよばれる学校運営を支援する協議体を設置した学校のこと、導入のメリットとしましては、地域の方々が学校の支援に積極的に参画していただくことで、様々な地域資源の活用が進み、教育の充実が図れることに加え、地域を支える人材の育成につながるものと考えております。

規則の詳細については、次のページで説明いたします。今後のスケジュールについては、まず、来年度離島部の 2 校(北松西、中五島)に導入し、地域の実情に応じて、順次拡大していきたいと考えています。

では 2 ページをお開きください。学校運営協議会の設置等に関する規則についてご説明いたします。第 2 条 学校運営協議会の役割を 2 行目に記載しており、「学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関」としております。第 3 条 その協議会で協議し、承認してもらう事項としては 1 から 6 に記載のとおりとなります。第 4 条には学校の運営に関する事項を教育委員会又は対象学校の校長に対して、意見を述べるができるとしています。第 6 条には組織の構成人数や構成員を示しています。第 8 条には任期を、そして 9 条には報酬について記載しております。なお報酬は、別に定める要項に記載されておりまして、年額 1 万円としています。またこの要綱では、

<p>質 疑</p>	<p>旅費が発生した場合も、支給できることとしています。</p> <p>第14条につきましては、協議会の適正な運営を確保するための必要な措置、第15条には、委員の解任について記載しております。説明は以上です。よろしくご審議お願いいたします。</p> <p>(中崎教育長) ただいまの説明につきまして、御質問等ございませんでしょうか</p> <p>(廣田委員) コミュニティ・スクールの導入について、その表を見ると、各県の導入状況を見ると、高等学校って非常に少ないですね。小学校、中学校っていうのはもう既に長崎県の場合も入ってるんですけど、高等学校で遅れてきている理由が何かあるのかどうかね。</p> <p>(田川高校教育課長) 高等学校で導入が進んでいない理由の1つとして考えられますことは、やはり小中学校は地元、地域に密着して通学区域が限定されておりますけれども、高等学校におきましては通学範囲が広域になりますことから、なかなか地域と密接した、こうしたコミュニティ・スクールの導入ということが遅れてきたというふうに考えております。</p> <p>(廣田委員) 多分そういうことだろうなとは思ったんですけど、県立学校の場合には、例えば学校評議員会っていうのがあって、地域の意見も聞きながら運用しとった。これはたしか年間2回だったかな、ということだろうと思うんですけど、今度のこの要綱を見ると、学校評議員の組織とも統合すると、コミュニティ・スクールを入れたところはもう学校評議員というのは選ばなくてもいいというふうになるのかどうか。それから1つ面倒だなと思ったのは、第3条に予算執行に関することまで校長の権限ではなくて、ある意味、このそういう協議会に委ねていくということに対して危険性はないのかなというふうなちょっと不安もあったんですけどね。その辺どうですか。</p> <p>(田川高校教育課長) まずは1点目のご質問で、学校評議員制度のことがございました。</p>
------------	--

学校評議員制度と大きく異なりますことは、これまで学校評議員の皆様方は学校運営に関してさまざまなご意見をいただいたり、そしてアドバイスをいただいたりというような機会でもございました。実際に今度は、こちらの学校運営協議会ということになりますと、実際に学校の中に入ってきて、今、第3条のところをおっしゃいましたけども、かなり学校運営の中に携わっていくことが可能になるというようなことでもあります。

このコミュニティ・スクールの導入につきましては、今、廣田委員がおっしゃいましたように、学校運営の中はかなり積極的に中まで入り込んでくるということで、いろいろな心配事項、懸念事項が言われているところでございます。そのうちの1つが例えば予算執行であったり、あるいはここには記載しておりませんが、人事異動等についても意見ができるというような形になっております。ただし例えば人事異動につきましては、個人の人事異動に関するものではなくて、人事異動全般のことについて、アドバイスができるというふうなものでございますし、予算につきましても同等に全般的な内容であり、また予算を地域の中から確保していくというふうなことも、今のメリットとして想定されてるというふうなことで、弊害と言われる部分もございませうけれども、その部分については教育委員会が積極的に勧誘をし、また委員の方々を最悪、解任することも可能になるという制度になっておりますので、そういったところも、ルールもある程度、研修も第13条に記載をしておりますので、そういう研修も含めまして、適正な協議会の運営に努めてまいりたいと考えております。

(廣田委員)

学校評議員の場合には、年間2回ぐらいで、外部の意見を聞きながら地域の意見も反映していくということで、ある程度、学校独自の運営っていうのが保たれていったと思うんだけど、私が心配してるのは、この学校運営協議会っていうのは、例えば毎月1回して、そういう決定権も持ちながらやっていくのかどうかね。これも年間2回ぐらいだったら学校独自の運営っていうのもやっていけると思うけど、なんか非常に学校運営がやりづらくなるんじゃないかなっていうふうに、外部から見ておくとね、確かに地域から予算をもらったり、地域の意見を聞くっていう面ではいいんだけど、そして小規模校であればあるほど逆にきつくなっていくのかなという感じがしないでもなかったんで、今、そういう質問をしてるんですが、各

県の学校運営協議会っていうのは、毎月何回ぐらい行われてるとか、各県の状況は調べてますか、これは。

(田川高校教育課長)

回数については、ちょっと調べてはいないところですけども、この学校運営協議会も学校の校長の方針を覆していくというのではなく、校長の決定を承認し強力的にサポートしていくという、そういう役割が期待されているところでございます。既に来年度2校導入を計画してるところですが、いずれも学校の中の地域の人たちが積極的に関わってきて、ある意味、職員の一員となって既にいろいろ学校行事が行われていたりとかいうような形で、既にもうコミュニティ・スクールの体をなしているような学校を指定するというような感じでスタートしていきたいと考えているところでございます。

(廣田委員)

やっぱり一番気になるのはそこなんですよね。運営協議会っていうのはもう絶大な権限を持って、校長先生が従来やってきた学校運営ができなくなるっていうのが一番困るんで、今、課長がおっしゃったような形であればいいんだろうなと思うんですけど、特に小さい地域からずっと導入していきますよね。例えば北松西とか中五島とかね、返って僕は中規模校とか、そういうところから始めていけばそういういいサンプルができるんじゃないかなとちょっと思ったりもしたんですよね。令和5年度のこの2校の状況を見ながら検討していくというのも1つの考え方だろうとは思いますが、まあ意見です、以上です。

(中崎教育長)

ほかにご意見、ご質問等ございませんでしょうか。芹野委員。

(芹野委員)

まず1つは教えていただきたいんですけど、このコミュニティ・スクールっていう言葉はいわゆるもう全国共通の言葉で、いわゆる教育界の中ではもう十分認知されてる言葉っていうふうなことでよろしいのかどうかということと、コミュニティ・スクールという言葉と、ここで言うところの学校運営協議会っていう言葉が似て非なるものなのか、同一のものを指すのか、少し言葉の整理を教えてい

ただきたいというのが1点目です。

それともう1つはいろいろ今、お話があったようないろんな問題もあると思うんですけど、これはもういわゆる全国的に導入をするってというような国が何かしらの方針があって、それを順次、取り入れてるってということで、ここの議案に上がってる規則の内容についても、何がしかの雛形に基づいてなされているものなのか、それとも長崎県独自性のものなのかというのを加えてちょっと教えていただきたいと思います。

(中崎教育長)

多分、コミュニティ・スクールがどういったものかっていう説明が抜けてたんで、そういう質問だと思う。非常にわかりづらいと思うんです。だから今の質問を含めて、今の現状があるじゃないですか。学校評議員があって、それでコミュニティ・スクールが今の全国の状況も踏まえてどういったものかっていうのも少し総括的に説明しないと、少しほかの委員さんにはわかりづらいところがあると思いますので、丁寧にちょっと説明してください。

(芹野委員)

もう1つ最後にいいですか、もういっしょくたに。先ほどいろんな問題があったんですけど、この任期のところ、第8条なんですけど、再任を妨げないというところで、逆に読めば延々とできるというようなことにもとられかねないので、ここにちょっとひと工夫を設ければ最悪、最終的には何がしかの年数によって自動的に切り替わるんですよ。ずっと居座ることができないんですよっていうようなものが、何か文章を設けられれば、少しよりよい方向にも動く可能性もある。最悪のケースが出た場合ですね。こういうときにはずっとそこに居座るって言葉がちょっと不適切なのかもしれません、いわゆる善意じゃない部分のところですずっとなされると、そこをなかなか、解任ができるというふうなことで教育委員会はなってますけども、任期のところにもうひと工夫あれば、よりよい解決法にならないかなと思ったので、それについてもちょっと質問です。以上、3つです。

(田川高校教育課長)

まずコミュニティ・スクールということにつきまして、簡単にご説明をしたいというふうに思っています。コミュニティ・スクール

につきましては、一番、最初にご質問がございました、国として推進してるものなのかどうなのかということなんですけれども、これはすべての講習におきまして、コミュニティ・スクールの導入を国は目指しているというものになります。その背景に、学校が学校単独で教育を行っていくというのではなく、地域との関係、連携、協働、そういった中で、子どもたちが育っていく。そういう環境をつくり上げていこうということが大きな目的の1つじゃないかというふうに思っております。そのために、いわゆるこれまでも学校評議員という形で、学校に対して、学校運営に対して意見を言い、アドバイスをする機関もあったんですが、その委員の方々が意見を言うだけではなく、当事者となって学校運営に参画していくと。1歩進んだ形での学校参画のあり方を目指していくというのが、このコミュニティ・スクールという形になります。

そういうことですので、これまで学校行事ですとか、いろんなものが学校の先生だけで組み立てていたものが、地域の方々が入ってくることによって、より充実した学校行事になっていく。そういったものが期待できる。またそして子どもたちも地域の方々とふれ合うことによって、地域への愛着や誇り、あるいは将来、地域に還流してくる人材、そういったことが期待できるといったものになります。

高等学校においては、先ほど申し上げたことに加えまして、企業との連携、そういったことでキャリア教育が充実していくなどの、そういう期待も我々、考えているところでございます。

もう1つ、任期のところおっしゃいましたけども、その点については、確かに第15条で解任の規定を設けているところでございますが、年数を一定区切るのもどうかということにつきましては、またこちらの方でまた検討をしていきたいというふうに考えております。

(中崎教育長)

コミュニティ・スクールと学校運営協議会は同じものかという。

(田川高校教育課長)

コミュニティ・スクールの定義につきましては、学校運営協議会を設置した学校がコミュニティ・スクールという、そういう定義になっております。

(芹野委員)
ほかの縛りが無いってことですか。

(田川高校教育課長)
そうですね。

(芹野委員)
学校運営協議会を設置すれば、それはどんな学校であろうとも、それはコミュニティ・スクールなんだっていう認識。わかりました。

(中崎教育長)
もともとベースもあってですね、小中学校も同じなんですけども、同じような協議会があったんですけども、それをより国の主導の中で地域との関係を深めていくという用途で。ベースは全部あるんですね、各学校に。

(芹野委員)
ベースは、すごいすばらしいこと、とてもいいことだと僕も賛同はします。

(中崎教育長)
ほかに、ご質問等ございませんでしょうか。嶋崎委員。

(嶋崎委員)
その組織について、資格要件と申しましょうか、例えば市町の議員さんなんかも就任可能なんでしょうか。

(田川高校教育課長)
ちょっと議員さんが、その資格に入るのかどうなのかというところは、ちょっと確認ができておりませんで、また確認次第、またご報告をさせていただきたいと思います。

(中崎教育長)
よろしいですかね、ほかに、森委員。

(森委員)
例えば、今度設置するコミュニティ・スクール、高校の、その近く

	<p>の小中学校とかで既にコミュニティ・スクールを導入している場合ですよ、委員の取り合いっていうか、例えば重複して委員をお願いされる可能性も出てくるのかなって。やっぱり地域の人材って優秀な方というか、人からこの方ならって言われる方ってすごく限られてくると思うんですね。でも規模が小さければ小さいほど、ずっと集中してしまいがちになってくると思うんですけど、例えば小学校と高校とか、そういうふうな掛け持ちでやることも可能な縛りになってるのかっていうのを、ちょっと確認したいんですけど。</p> <p>(田川高校教育課長)</p> <p>例えば、次年度導入予定の北松西高校は小中高の連携教育校という形になっております。場合によっては小中高一体化した学校運営協議会の設置ということも考えられますので、そういった工夫もできようかというふうに思っております。</p>
採決	<p>(中崎委員長)</p> <p>ほかにご質問等ございませんでしょうか。よろしいですか。</p> <p>それでは、質疑討論をとどめ採決をいたします。第34号議案は原案のとおり可決することに、ご異議ございませんでしょうか。</p> <p>「異議なし」と呼ぶ者あり</p>
可決 第35号議案	<p>(中崎教育長)</p> <p>ありがとうございます。それではご異議ないものと認め、第34号議案は原案のとおり可決することといたします。</p> <p>それでは第35号議案について、提案理由をご説明願います。</p> <p>(初村高校教育課人事管理監)</p> <p>第35号議案「長崎県立学校教職員の人事評価に関する規則」の一部改正についてお諮りいたします。</p> <p>まず申し訳ありませんけれども7ページの一番上の空欄がありますけれども、二次評価者のところに校長と抜けております。ご記入をお願いいたします。大変申し訳ありません。</p> <p>それでは戻りまして5ページをご覧くださいただければと思います。</p> <p>今年度新たな人事評価制度ということで導入し、実施しておりますが、この人事評価制度というのは2種類ありまして、業績評価、それから能力評価の2種類があります。業績評価というのは</p>

質 疑	<p>職員が目標を立ててその達成度を評価する、それから能力評価というものは職務遂行能力、職務上発揮された能力や行動、それを評価する、そういう制度になっております。今年度につきましては給与反映をしない、ようは試行的な実施でありましたけれども、次年度から給与に反映する本格実施ということになります。それに伴いまして、より信頼性のある適正な評価が行えるよう被評価者及び評価者の区分について変更するという事で、規則の一部を改正するものです。</p> <p>改正する内容は、第7条及び第8条になります。6ページをご覧くださいただければと思います。6ページ表の右側の改正前の下線部分を、左側の改正後の下線部分のように改正いたします。第8条の表をご覧くださいただければと思います。評価者を一次、それから二次評価者に加えまして最終評価者を設けております。たとえば校長の評価については、二次評価者を教育次長にし、最終評価者を教育長に、副校長、教頭、事務長、部主事については最終評価者を県教育次長にし、一般の職員については最終評価者を校長としております。</p> <p>それから6ページの第7条は今の最終評価者が加わったことによる文言の変更です。以上よろしく申し上げます。</p> <p>(中崎教育長)</p> <p>それでは、先ほどの説明に対して、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。</p> <p>(廣田委員)</p> <p>この一次評価者、二次評価者、最終評価者っていうふうに、評価者がずっと増えていってるっていうのか、私が心配するのは、最終評価者は本当に評価できるのかなと。一次評価者あるいは二次評価者っていうのは、ある程度関係があるけど、最終評価者っていうのは非常にきついんじゃないかなと思うんですよね。このように例えば二次評価者でとめることはできないのかとか。はっきり言うと、直接知ってる人たちが判定をしていくというふうな形にしないと、これ義務づけられてるものなのか、3段階にしないといけないのか、まずそれを質問したいんですけど。</p> <p>(初村高校教育課人事管理監)</p> <p>義務づけはあっておりません。一次、二次までの評価でもよくなっておりますが、まず例えば校長の評価につきましては、一次評</p>
-----	--

価者で高校教育課長、一番、校長をよく把握してるということで評価をしてもらいまして、その次の二次評価者ということで教育次長ということで、高校課長の評価をしっかりと点検しながら修正等もしていただく形をとっております。最終評価者で、教育長による確認をしていただいて、より信頼性が高い形での評価にできればと、そういう形で修正をさせていただいております。

(廣田委員)

確かに最終評価者を設ければ、評価は非常に密度が濃くなっていくように考えられるかもしれないけど、果たしてそうかなと。教育長ってもっといっぱい仕事を抱えてるわけで、酷なような感じがするんですよ。はっきり言うと、これだけ評価者を3段階にしてるのはね、確かに高校教育課長は校長を知ってるでしょう。教育次長も知ってるでしょう。だからその人たちはきちっと評価していけるかもしれないけど、県の教育長がいろんなある意味、重責に、議会での答弁とかなんともしながら、果たしてきちっと仕事が全うできるかという、酷なような感じが僕はするんですよ。二次評価者ぐらいまででいいんじゃないかなっていうふうに思いもしたんですがね。できるのであれば、それに越したことはないかもしれない。評価者が増えるっていう部分についてはね。そういう危惧があります。

(中崎教育長)

これは、まさに私に対する質問でございますので、これはちょっと私の意向でこうさせていただきました。させていただきましてというのは、まずやっぱり校長っていうのは現場の責任者ですし、いろんな施策の大事なキーパーソンなんで、全く教育長が知らないということではいけないと思っています。今年度も半分の高校は全部回って直接お話ししましたし、いろんな場面で校長会とも通じてできるだけ校長の資質、能力、そういったものを見極めようと思っております。ただ委員おっしゃるように、少し限界があると思ってるんです。だから最初見たときに、高校教育課長の次が私だったんですよ。それはさすがに、なかなか本当に適正な評価っていうことであれば、もう少し厚くしたいなということで、教員の経験がある教育次長を噛ませることによって、これはやっぱり教育長の最終の責任でしっかり校長のところは高校教育課長と教育次長が判断した評価をもとにしっかり見極めたいと思っておりますので、ここはそこをや

らないということじゃなくて、逆に言うと、もっとしっかりいろんな業務がございませうけど、しっかり現場も見極めながら評価をしてまいりたいと考えております。

(廣田委員)

今、教育長からお話があったんで、ちょっと安心はしましたけど、確かに評価者をふやすというのは、評価される側にとっては、僕はやっぱり慎重な評価がくだされるという面ではいいと思うんですよ。今、教育長の意気込みもあって、評価に参加をするという形で最終をされるということなんで、ちょっとそういう意味では安心をしたんですけども、同じことは副校長、教頭の場合も校長、高校教育課長、教育次長というふうに行くんですけど、この辺は教育次長の考えはどうか。大丈夫ですか。

(狩野高校教育次長)

評価の信頼性とか客観性を高めるには、やっぱり1人より2人、2人より3人ということで、多面的に多角的評価をした方がいいだろうというふうに思っています。私が副校長、教頭の評価に入らなかったんですけども、入ることによって副校長、教頭をよく見てきたなというふうに私も自覚が生まれるという点ではいいのかなと思っています。先ほど、教育長がおっしゃったように、私も精力的に学校を回りながら、実際の管理職の仕事ぶりってというのはよく見てきたなと思っています。

(中崎教育長)

少し、また組織のところで、ご説明しますけど、来年は、今度は事務の教育次長と教育次長2人制にもしますんで、より学びのところは教育次長がいわゆる教員の教育次長はしっかり学校現場のところはより入っていったいただきたいなと思いますので、できるだけそういった全体の業務に支障がないように適正な評価にはつなげていきたいと思っています。

(芹野委員)

こういういろんなことをされるのはとってもすばらしいこと、我々民間の方は結構、厳しく進んでまして、いわゆる一次評価、二次評価、最終評価にかかわらずとも、この方式だといわゆる1本の上位者から会社っていう一筋の評価でしか、どうしても評価できな

いものですから、いわゆる外部から見た本当の意味での客観性っていうのが、ときどき欠ける部分があるんで、それをどうやって補うのかっていうのは、私ども民間の方では、もう一つ進んだ評価っていうものを取り入れたりしている会社も多くあるんで、これはもう先の課題として残されればいいのかと思います。現時点ではこういう形ではよろしいのではないのかなと思うんですけど、ちょっと評価書の中身がついてないものですから、本当に二次評価をする人と、最終評価をする方が同じものを同じ量評価するのかがどうかっていうのは、評価書の中身でしっかり工夫を加えていけば、細かいところまでを最終評価の方が見るべきなのか、それとも二次評価でいわゆる業務の技術的な部分は見てしまって、あとは例えば役職の上の方であれば、人となり人間性なり、そういった知識、教養なり、そういったものを最終評価者がするっていうような、ちょっと評価書自体を分けていくっていう方法もあるので、これはもう非常にいろんな民間の企業を参考にされながら、これから先も工夫をしていくんだというようなつもりで改正されていけば、とてもよりよくなるんじゃないのかなと思って、これはもう単なる意見として。

(中崎教育長)

ありがとうございます。そういった民間の評価のところも参考にさせていただきたいと思います。おっしゃるとおり、多分、私が見る評価と教育次長が見る評価は高校教育課も含めて観点は違うと思っていますんで、それと実は今日は、午前中もいろいろ議論をさせてもらったんですよ、その3人で、評価のやり方も含めて。多分、いろいろ見ていく視点というのが、今後、高校のあり方のところも、今まで学校の運営っていうのが大きな役割だったと思うんですけど、特に今からは地域に入って、いろいろ地域の中で高校っていう役割はどんな役目を果たしていくかっていうところがすごく大事だと思ってまして、多分、そういった事業も出てきます。だから本来であれば学校運営だけじゃなくて、そういった地域の中で高校がどう思われてるみたいな、今の第三者の意見みたいなところも酌み上げていくようなところも必要だと思ってますし、我々としてもできるけそういうところを評価していきたいなと、逆に評価される方も、それをわかってもらわないといけないんで、来年度の校長会ではこういったところを、我々は見ていきますよみたいなメッセージを出そうというようなことでも話しておりますので、また民間のぜひ評価のやり方等も参考にしながら、できるだけモチベーションが上

がれるような環境づくりには努めていきたいなと思っているところでございます。よろしく願いいたします。嶋崎委員。

(嶋崎委員)

当然、その考課者、評価者、含んではなさるとは思うんですけど、どうして客観的に評価するにしても甘辛って発生しますよね。そのときの補正っていうのはどの段階でなさるんですか。要するに次年度から報酬の方に反映されるっていうことも聞きましたので。

(初村高校教育課人事管理監)

まず評価者研修っていうのを校長先生、教頭先生しております、そこで目線合わせ、具体的な例を出して、こういった場合はSであるとか、こういった場合はAであるとか、そういう具体例をまず示すこと。それからグループ協議で、それぞれ課題がありますので、そういったのを出し合いながら、私はこう思うとか、そういう意見を出し合いながら慣れていくんですかね、そういう形をとらせていただいています。だからフィードバックを最終面談のときに、職員に対してしっかり評価に対してこういうことですので、納得がまだまだいかない職員に対しては、繰り返した面談することで、お互いが納得いく形で最終結果が出る、そういう形をとらせていただいています。今年が1年目でしたので、今後、ご意見とかご要望がまた各学校から上がってきますので、それをまた検証しながら、次年度に生かしていければと思っております。

(嶋崎委員)

どうしても、甘辛が出るんですよね。やっぱり厳しい査定を考課をするようなそういう校長先生もいらっしゃるでしょうし、私もかつて、そういう考課をやったときなんかは、3つぐらいのパターンでやって同じような評価が出るか出ないかってなようなところまで、実際、自分自身がシミュレーションしてやったことがあるんですよね。だから極力、客観的に評価をしてあげないと、報酬にまでつながるとなると、そこはもう十分に研修をされて、いろんなシミュレーションも取り組まれたらいいかかと思えます。

(中崎委員長)

ありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。よろしいですか。

採決	<p>それでは、第35号議案は原案のとおり可決することに、ご異議ございませんでしょうか。</p> <p>「異議なし」と呼ぶ者あり</p> <p>(中崎教育長)</p>
可決 第36号議案	<p>ありがとうございます。それではご異議ないものと認め、第35号議案は原案のとおり可決することといたします。</p> <p>それでは第36号議案について、提案理由をご説明願います。</p> <p>(日高学芸文化課長)</p> <p>冊子1の8ページをご覧ください。</p> <p>第36号議案「博物館登録に関する規則の改正について」提案理由等をご説明します。令和5年4月1日に施行される博物館法および博物館施行規則に基づいて、県教育委員会規則に定める「博物館の登録に関する規則」の全部を改正し「博物館法施行細則」とするものです。</p> <p>今回の改正では、博物館に求められる役割が多様化・高度化していることを踏まえ、博物館の設置主体の多様化を図りつつその適正な運営を確保するため所要の見直しを行うもので、博物館の登録だけでなく、博物館相当施設の指定に伴う博物館法及び同法施行規則の実施に関して必要な事項を定めることとなるため、規則名の改正を行うこととしました。</p> <p>主な改正内容としまして、第4条では、審査要件を見直して、法人類型を問わずに登録又は指定ができるとするとともに、審査基準を定めました。第7条では、定期的に運営状況を県教委に報告することとし、登録に係る内容に該当しない場合には、第9条で勧告や命令ができることとなります。</p> <p>また、今回の改正において、博物館相当施設についても登録博物館に準じた取り扱いとなるよう定めることとしました。</p> <p>なお、18ページから21ページの新旧対照表で、色分けしている部分の主な内容としましては、赤字の部分が、改正に伴う文言修正等に係る修正箇所、青字は法改正等に伴い新たに規定された箇所、緑字が博物館相当施設に関する箇所として分かりやすく色分けしております。</p> <p>よろしく御審議くださいますようお願いいたします。</p> <p>(中崎教育長)</p>

<p>質 疑</p>	<p>ただいまの説明につきまして、御質問等ございませんでしょうか。</p> <p>(廣田委員)</p> <p>博物館のことがよくわかってない人がちょっと質問するのはおかしいんでしょうけども、例えば西彼杵かなんかに音浴博物館とかなんとかっていうニュースをよく聞きますよね。あれは実際の、この法律で規定された登録になってるのか、恐らくこの8ページの2に書いてある今度の特徴というのは、法人類型にかかわらず登録できることとし、と書いてあるんで、そこがポイントかなと思ったんですよね。そうすると、その法人類型にかかわらず登録できるっていうのは、今設置されてる法人、具体的に適格性っていうのかね、そういうものがあれば知りたいということなんですけど。音浴博物館っていうのは博物館法でちゃんと登録されてるのか、僕行ったことがないものですから。</p> <p>(日高学芸文化課長)</p> <p>音浴博物館につきましては、民間の個人の博物館でございますので、今までは登録されておりません。しかし、今度、法改正によりまして、年間の開館日数が150日以上であったりですとか、館長が学芸員さんがいるとか、あと経営形態がしっかりしているとか、そういう条件がございまして、それを満たせば、どのような形態の博物館であっても申請さえあれば登録ができることになります。</p> <p>(廣田委員)</p> <p>ということは、今までは博物館っていう名称は、勝手に命名してもよかったということですか。非常にそういう勝手にされてると、博物館という名称の信頼性っていうか、一般の人は誤解するんじゃないかなとちょっと思ったものですから。この法人類型にかかわらず登録できるという設置法人の適格性というのがね、そういうのがわかればちょっと教えてもらえれば。</p> <p>(日高学芸文化課長)</p> <p>博物館、美術館、例えば水族館ですとか自然系の博物館とか、いろいろ種類ございますけれども、今までは流れとしましては、それぞれの館の方で決められておりましたけれども、今後につきましては資料館とか、それぞれに応じてつけられるものと思っています。</p>
------------	---

採 決	<p>(廣田委員)</p> <p>一般の人の信頼性って言ったら、私としては博物館と言ったら、こういう法律に基づいてきちっと設定されたものというふうに今まで思ってたものですから、勝手に命名してもいいということであれば、こういう法律をつくってもあまり意味がないなっていうふうな感じがせんでもないんですよ。言い過ぎかもしれませんが。</p> <p>(日高学芸文化課長)</p> <p>今後、博物館としましての登録申請がございましたら、私どもの方で、学識経験者と一緒に現地で調査をいたしまして、財務会計ですとか、施設の内容ですとか、設備、資料の状況、財務状況とかすべてを検査いたしまして、博物館に登録できる、博物館相当として指定できるという判断のもとに登録しておきたいと考えております。</p> <p>(嶋崎委員)</p> <p>博物館に登録することで、どんなメリットがあるんですか。</p> <p>(日高学芸文化課長)</p> <p>今回の博物館法の改正によりまして、新たに博物館として登録されることに新たなメリットはございません。今のままですと、博物館ですと例えば海外から美術品を借りてくるというのを、保険料の一部を国が負担してくれるとか、そういうメリットがございまして、それはそのまま引き継がれるというふうなことになります。ただ今回の博物館法等の改正で、国は博物館とかの底上げですとか盛り上げをしたいという、博物館を使ってまちづくりですとか交流人口の拡大とかもしたいとかいう狙いもございまして、そういう博物館の底上げを図るために登録とか指定を増やしたいというような狙いもございまして。</p> <p>(中崎委員長)</p> <p>よろしいですか。なにかご質問等ありませんでしょうか。いいですかね。</p> <p>それでは、第36号議案は原案のとおり可決することに、ご異議ございませんでしょうか。</p> <p>「異議なし」と呼ぶ者あり</p>
--------	--

<p>可 決</p> <p>第 3 7 号 議 案</p>	<p>(中崎教育長)</p> <p>ありがとうございます。それではご異議ないものと認め、第36号議案は原案のとおり可決することといたします。</p> <p>それでは第37号議案について、提案理由をご説明願います</p> <p>(岩橋体育保健課指導監)</p> <p>冊子1の27ページからになります、第37号議案「長崎県中学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針(案)」について、ご提案いたしますので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p> <p>本提案の理由につきましては、2月の定例教育委員会でもご説明をいたしました。が、昨年の令和4年12月に、スポーツ庁、文化庁が中学校における部活動の地域移行も踏まえ、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定いたしました。</p> <p>国の「総合的なガイドライン」の内容に則り、現行の「長崎県運動部活動の在り方に関するガイドライン」と「長崎県文化部活動の在り方に関するガイドライン」を統合した「学校部活動」の在り方及び地域移行に伴う「地域クラブ活動」の在り方における本県の方針を策定するものでございます。</p> <p>資料1の「長崎県中学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針(案)」の「概要版」をご覧ください。</p> <p>今回、ご提案しております本方針の(案)につきましては、2月の定例教育委員会で、素案についてご協議いただき、今後の中学校における部活動の地域移行の在り方等につきましても、貴重なご意見を多数いただき、ありがとうございました。</p> <p>本方針は、国の総合的なガイドラインに則り、委員皆様からのご意見や学識経験者、中学校長会、PTA代表、学校体育・文化団体、外部指導者などから構成される「長崎県部活動の在り方検討委員会」を、12月、2月の2回開催し、検討委員会のご意見を参考にさせていただき、作成いたしております。</p> <p>2月の定例教育委員会での主なご意見といたしましては、「今後、地域移行が進められる中学校と学校部活動のみとなる高校の内容が一緒に混同しているため、分かりにくいし、中学校から地域移行に取り組んでいくというメッセージが伝わりにくい。」というご意見を踏まえ、中学校と高校の方針を分けて(案)を作成しております。</p> <p>また、資料1の「概要版」にあります 印のそれぞれの内容につき</p>
-------------------------------	---

<p>質 疑</p>	<p>ましては、資料2の「方針全文」の項目順に併せて、その項目のポイントとなる内容に見直しをしております。</p> <p>また、「新たな地域クラブ活動」、「学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備」、「大会等の在り方の見直し」の地域移行に関連した内容については、国の「総合的なガイドライン」に即した内容となっておりますが、学校部活動と同様に、成長期にある生徒が、運動・食事・休養等のバランスの取れた生活を送ることができるよう、試合などにより活動時間が多くなった場合の振替の具体例の記載など、本県独自の内容についても示しております。</p> <p>参考資料をご覧ください。こちらは、現在、部活動の地域移行が対象となっております、高等学校及び特別支援学校高等部の方針となっております。</p> <p>高等学校については、学校部活動の在り方のみとなりますので、現在の「運動部と文化部のガイドライン」を統合し、休養日や活動時間、適切な部活動の在り方など、現在のガイドラインの内容を継承しております。中学校の方針と同じでございますが、本県独自の内容として、生徒の安心・安全なスポーツ・文化芸術活動のために、事故防止や体罰・暴言・ハラスメントの根絶、緊急連絡体制の在り方などの周知・徹底について示しております。</p> <p>なお、本方針につきましては、スポーツ庁及び文化庁における今後の部活動改革の動向を踏まえながら必要な見直しを行うこととしております。</p> <p>県方針の決定後には、市町教育委員会をはじめ、学校、関係機関・団体へ周知し、適切な学校部活動の運営と円滑な部活動の地域移行を推進してまいりたいと考えております。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いたします。</p> <p>(中崎教育長)</p> <p>ただいまの説明につきまして、御質問等ございませんでしょうか。</p> <p>(廣田委員)</p> <p>いろいろ関係の内外教育とか読んでみると、愛知県だったかとかで、もう小学校の部活動は廃止にすると、豊橋市かな、書いてあったような記事があったように思うんですね。ある意味、こういう廃止までもっていかないと教職員の勤務の実態も楽にならないというような状況の中で、こういう中学校部活動の地域移行ということも起こってきてるんじゃないかと思うんだけど、長崎県の場合は、</p>
------------	---

これ関係ないんだけど、小学校で部活動をやってるんでしょうかね。

(中崎教育長)

義務教育課でわかれば。義務教育課長

(加藤義務教育課長)

小学校の場合は社会体育での取組を行っております。部活動はございません。

(廣田委員)

ないんですね。そしたら、そういう社会体育を廃止したっていうことなんでしょうかね、愛知県の話は。そうすると、そこに関係する教職員も時間が必要なくなるから楽にはなるだろうなとちょっと思ったんですけどね。それ関係ないんですけど、この28ページに書いてある、やっぱりこの地域への移行っていうのは、なかなか平日の場合は難しいんじゃないかなっていうのは思うんですけど、やっぱり休日の28ページの下の方に書いてある地域連携っていうところの休日の取組状況等を検証し改革を進めるという、この辺に来るのかなと。要するに土曜、日曜だけでも教職員があまり関与しないで、地域の方でやってもらえればある程度、目的は達成できていくのかなとちょっと思ったものですから。これどういうふうに進めていこうと考えておられるのかな。休日の取組状況を検証し改革を進めると。その展望みたいなことね。難しいと思うんだけど、ここをきちっと減らしていかないと、厳しいと思うんだけど。そこはどうでしょうか。

(岩橋体育保健課体育指導監)

まずは段階的にということなので、土日の、休日の部活動から地域に移行していくということなんですけど、まず土台としてはやはり受け皿というのか、指導者の確保、財源の確保等々がございます。そういった中で現在、長与町において実証研究を進めているという段階になります。その中で、ほかの市町につきましては、関係者を集めた形の協議会を立ち上げて、その各地域の必要に応じてどのようにして進めていこうかというのを今、検討をしているところです。また令和5年度、来年度につきましては、長与町以外にも幾つかの市町で実証事業を行うという予定にしておりますので、その辺の検証を踏まえながら全県的に情報共有しながら着実に地域移行を進め

ていければというふうに考えております。

(廣田委員)

ここには令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間ということだから、これでやれなかったら恐らく、もう全然、進行しないんじゃないかと思うんですよね。この3年間で果たしてめどがつけられるのかどうかね、5、6、7という3年間でね。その辺はどう考えてますか。

(岩橋体育保健課体育指導監)

国の方も現在、委員おっしゃるように改革推進期間というところですが、その前には改革集中期間ということで、とにかく3年間で何らかの取組を全国的に行おうということでしたが、なかなか全国的にも休日の地域移行が思うように進まないというようなところで、取り組みはするんですけど、3年間で是が非でも完成という形じゃなくて、できるところから取り組んでいこうというところで、現在、進めているところです。

(廣田委員)

もう1点ですけど、28ページの右の方に、やっぱり一番、鍵を握ってるのは、令和5年度からの長崎県中学総合体育大会等のあり方について示すと書いてありますよね。令和5年度からのね。これがカギを握ってるんじゃないかと思えますよ。これを廃止するとか、あるいはもう地域に全部やってもらうとかね、もう学校の教職員、全然関係しないようにするとか、それはどういう展望でこのあり方を示すというふうに進んでるのかね、極論をちょっと言いました。

(岩橋体育保健課体育指導監)

令和5年度からの、県の中総体のあり方でございますが、前回の委員会でもお話をさせていただいたとおり、令和5年度から全国の中学校の体育大会の方が地域クラブも入れて学校部活動と一緒に大会をやるということになっておりますので、その予選となる九州、本県の方も中体連の方もそういう形になっております。ただ、中総体の方で今、来年度に向けた取り組みについて検討しているところですが、地域クラブ活動については、各競技で予選を行って一応、県大会の方から出場して、従来の県中体連の学校体育のチームと試合をやっていくという形になっていくというところでございます。

(廣田委員)

なんかちょっとピンとこないんですけど、学校の部活動があって、地域には別の部活動、地域の関係の部活動がある。例えばリトルリーグとかありますよね、地域に。僕はそっちの方に移管しないと、地域の方に移管しないと、並存させたまま並行していても、ある程度、学校の部活動を地域の方に移していかないと、これはもうこういう文書を発行しただけで、全然、地域に進んでいかないんじゃないかと思うんですけど、その辺はどう考えてますか。

(松山体育保健課長)

体育指導監が先ほどご説明をいたしましたけども、今後の中総体のあり方なんですけれども、同じ生徒が、どちらからも出場できるということではなくて、学校の部活動の代表として出場するのか、地域スポーツクラブの方から出場するのか、どちらかを選ぶような形になってまいります。ですので、両方から出るってということではなくて、どちらかから出て、お互いが最終的に決勝戦なら決勝戦で来たところというふうな、今後の出場のあり方というふうな九州大会の方で見直したものであります。

(廣田委員)

私が心配してるのは、要するに両方並存したままいくってことなんですよね。生徒は分かれていくけども、教職員の負担は全然減らないのじゃないかと言ってるんですよ。要するに学校の部活動を教職員が指導してて、地域の方は地域の方が指導してて、生徒はどちらかに所属して。生徒は減っていくかもしれないけど、学校の教職員の負担は減らないで、果たして地域移行と言えるのかどうかってことですよね。

(松山体育保健課長)

まずこの地域移行、休日だけですけども、やはり休日の地域移行のあり方を検証した上で、最終的には準備が整ったところから、平日も移行していくというふうな国のスキームになっておりますので、スタート当初は、なかなか一気にというわけにはいかないかもしれませんが、地域での団体が成熟してきたときには、やはり少しずつ移行していくのかなというふうに思っております。ですので、大会運営もそうなんですけども、大会運営もこれまでは教職員

がやっておりますけど、当然、地域スポーツ団体も大会に出できますので、そういったところについては、しっかりかかわるような形で国のガイドラインの方も示されておりますので、本県の方針についても、そういったところはしっかり盛り込ませていただくというような流れになっております。

(廣田委員)

この辺でやめときます。

(芹野委員)

中学校と高校を分けられたのはわかりやすかったのかと思います。今回は中学校部活動というふうに限定してっていうことでよろしいんですかね、内容については。そうすると、この資料の大きい数字の36ページですか、36ページにある1-1の(1)のイ、校長は市町立学校にあっては、設置する学校にかかわる部活動の方針にのっとりっていう文章があるんですけど、この設置する学校に係る部活動の方針っていうのは、どういう方針になるんですか。

(岩橋体育保健課体育指導監)

まず国のガイドラインを受けて、今回、県の教育委員会の方で、学校設置者としての方針を作ることになっております。そこを受けて今度は市町の方が国のガイドラインに則って県のガイドラインを参考に方針をつくります。それを受けて、各学校の方が、各学校ごとの方針というのをつくるようになっております。

(芹野委員)

ということは、今は国のガイドラインを受けて、長崎県の方針案っていうのを作成されている中に、先に設置する学校に係る部活動の方針って、先に出てきちゃうのは何となく後先が逆なような気がするんですけど、いかがなんでしょうか。要するにこれは今あるものを、この方針、県の方針案が変われば、それに基づいて現在ある市町立学校にあっても部活動の方針を県が示すものに沿って少し変えていく前提っていうことの解釈でよろしいんですか。ちょっと質問がわかりにくいかな。

(中崎教育長)

このアで読めるのかね、今のは時系列的にどうかっていう質問な

んですけど。

(芹野委員)

そうですね。いわゆる今、県のをやってるんだけど、その前に市町立学校については決まってるんですかっていう質問です。

(中崎教育長)

だからア、イと読めば、今の質問に答えることになるのかな。

(芹野委員)

平たく言うと、そういうことなのかも。

(中崎教育長)

まずいきなりこれが出てから違和感あるってということですけど、まず国があって県があって、それから市町なのよね、それから学校なんですよ。だからちょっと流れのもとに最後に作るやつがこのイに出てきてるってということだとは思いますが、そういうことでよろしいのかな。なんかちょっとそういうふうに読めるんだったらそれでわかりやすくすればいいとは思いますが。

(芹野委員)

これを読んだ方々が、別にこのとおりしていただければいいんだけど、この文書だけを読むと、県の方針の前に国のガイドラインを読んだ市町立の学校の部活動の方針があるのかな。それに則ってやれば県の方は見なくていいよ。極端に言えばそういう文章に読めるもんだから、それでいいんですかっていう。

(中崎教育長)

ちょっとその流れも含めて、この学校のガイドラインが作るところの流れも含めてちょっと説明してください。

(松山体育保健課長)

流れなんですけど、まず12月に国の方でガイドラインが指針されました。これをもとに長崎県も方針を策定するんですけども、市町もこの国の方針に則って方針を定めることになります。ただし、その前提として、長崎県の方針をこれも参考にしながら作ると、流れとしてはそういう流れです。ですから国がまず作ります。それを

もとにして長崎県と各市町設置者も方針を策定するようになってるんですが、市町については、長崎県が定めた方針を参考にしながら、ですから国のガイドラインもありながら、長崎県の方針を参考にしながら、市町の方は方針を策定していく。それをもとに各学校が、それぞれ方針を作っていく。流れとしてはそういうことになります。

(芹野委員)

中学校に絞ったんで、私の感覚だと、例えば佐世保市で言うと、佐世保市立何々中学校っていうのが一般的に多いものですから、いわゆる県立中学っていうと、佐世保で言うと北中ぐらいなわけですね。そうすると佐世保北中は、この方針に則って部活動をつくっていくけども、山澄中学校は、例えて言えばですけど、これじゃなく国と市のもので作っていくっていうことになっていくっていうことですね。

(松山体育保健課長)

山澄中学校で、例えばで言えば、佐世保市が作った方針をもとに方針をつくっていく。

(芹野委員)

ということは、我々がここで揉んでる案は、それにはあんまりかわらない。

(中崎教育長)

参考になりますね。アに書いてるとおりです。この方針を参考に。

(松山体育保健課長)

先ほども申しましたとおり、国のガイドラインと長崎県の方針を参考に市町は方針をつくと。

(芹野委員)

参考でいいってことですね。

(中崎教育長)

ということですよ。

(松山体育保健課長)

参考なんですけども、県の方の方針も基本的には国のガイドラインにしっかり則って作成をしておりますので、一部、例えば金曜日でありますとか、振替の考え方とか、そういうところはしっかり県の方の方針で盛り込ませていただいておりますけれども、そういったところはしっかり県の分を参考に市町で最終的に決定をしていくということにしております。

(芹野委員)

保護者観点から言うと、いわゆる同じ地域の中学校に通いながら、A 中学はこうで B 中学は地域っていうところで違いが出たときに、そもそもスタンダードがダブルスタンダードであれば、ちょっと違和感があるなってことを感じたものですから。もともとは国のスタンダードが一本化されてるといいんですけど、そこから県経由で行くか、県をあくまでも参考に市経由で行くかということで、少し変わってきてもそれは致し方ないということですね。

もう 1 点だけいいですか。同じ、一番、最初に学校部活動っていう 36 ページのところ、教育課程外の学校教育の一環としての活動であり、その設置運営は学校の判断により行われるものだというふうに書いてあるんですけど、これは部活の設置についても、もう学校で判断していいっていうことの解釈でよろしいのでしょうか。

(岩橋体育保健課体育指導監)

学校の判断ということになります。

(芹野委員)

そうすると、もちろん伝統的にバレー部が強い学校とかいろいろあると思うんですけど、人事異動でいわゆる責任者である校長先生も何年かに 1 回変わっていく中で、設置についても学校に委ねていいのかしらっていう、学校がやめたって言えばやめられるっていうことですよね。

(岩橋体育保健課体育指導監)

部活動の適正数っていうところは、非常にこれから子どもの数も減ってくる中で大事になってきますので、その辺も含めて、地域としてもどういった部活動があるのがふさわしいのかとか、OB、OGのご意見とか、そういったものを含めながら、適正な部活動というのを学校で協議していくということになります。

(芹野委員)

続けてごめんなさい。どうしても学校の先生の部活動に対する負担を少なからずとも軽減したいという前提に立って申し上げてるだけなものですから、いわゆる設置、部活動の数云々というのは、ある程度、学校だけに任せちゃうと、やめたいけどやめられないみたいな部分のときに、なんかずるずるといっちゃって、かえってそこに働く教師の方々のご負担が続いてしまうというようなことにならないように、そこに学校か、そういうところから助言、アドバイスなり、そういったものが適宜、行ってらっしゃるのかもしれませんが、行われるようになられるとよいかなって感じがいたしました。以上です。

(中崎教育長)

実際、義務教育課とか、いわゆる部活動と市町教委の指導っていうんですかね、数とか、そこら辺は本当に学校任せなんですか、それとも少し市町教委が指導みたいな、今みたいな、実態は私もよくわからないんで、少し説明があれば。

(松山体育保健課長)

基本的には学校で部活動の配置というのは行ってまいります。その中で、適正な部活動のあり方ということについては、当然、もう人数が減っていく中でどうしていくのかっていうことについては、市町教育委員会が指導しながら、学校が行っているという状況でございます。

(中崎教育長)

多分、そういった数も大事になるんで、一定、学校が決めるにしても、そういった、今から移行も始まってきますから、適時アドバイスも必要な感じもしますよね。

(芹野委員)

できれば、この方針の案の中に相談できる場所を明確に文章なりでつくられると、学校を運営される、もしくは責任を持って校長をなされる方の提言・提案を求めるようなところも、心の負担も少し軽くなるのかなっていう。ちょっと読んでると、校長先生の責任が重た過ぎるなっていう、いわゆる教育課程外でありながら、全部の

責任はあなたよってというようなことにも受けとめかねないものですから、それはあなた1人じゃなくて、県の教育すべての中でバランスよくやっていきますよっていうものを少し盛り込めれば、よりよい方針になるような気がいたします。以上です。

(中崎教育長)

よろしいですか。この方針の中で苦慮するのか、通知の中でこうするのか、少し配慮が必要な感じもしますけど。

(松山体育保健課長)

学校部活動の数ですけど、やっぱり委員おっしゃられるように、なかなかやっぱり子どもたちの減少に応じて減ってるかっていうと、これ全国的になんですけども、減ってないような状況もございます。ただ機械的にできないという部分もあろうかと思うんです。生徒の人数っていうところもしっかり踏まえないといけませんので、一概に明確な基準というのが、やはりなかなか設けられないというところもございますので、調べることはしっかり対応していかないといけないと思うんですが、各学校置かれてる実情というのは、それぞれ違うかなというふうに思っておりますので、相談はしっかり受けながら適切な数の部活動のあり方というのは、引き続き私たちの方も検討していきたいというふうに考えております。

(森委員)

今の話についてなんですけど、実際、うちの息子が通ってる中学校で、次年度から今度、部活を減らしますよっていう報告が校長先生からなされるときに、やっぱり今後、上がってくる子どもがその部活に入る可能性っていうところで、バレーであったら6人いないとバレーができないんだけど、卒業してしまう子とか考えると、もう3人残らないかもしれないっていうところを踏まえてなくそうと考えてますというような話を校長先生がされたりしてたんですね。地域とのクラブ活動の共存っていう形になっていくと、その予測もちょっと立てにくくなるのかなと思ってたところなんですけど、それを聞いて、次年度、自分が入学する学校に、自分が入りたい部活がない子は、隣の学校に、その部活がある学校を今までは選んでたんですね。逆に今度、地域の活動に参加できるようになれば、通学区域内の学校に通いながら、自分の望んだ活動ができるというところで、選択肢が増えるという意味ではすごくいいと思うんですが、

今現状、小学校5、6年生を抱えてらっしゃる保護者さんが、これがどのようになるのかの形が全く見えてなくて、ものすごくばたつかれてます。特に今度中学校1年生に上がるご家庭のお母様で、バスケットをされてるんですけども、部活に入れるのか、その指導者さんが新しくクラブチームを立ち上げると。どっちにやろうか。そしたら上の子はもう部活動に入ってる、今度はもう3年生になる。その子は部活動を選ぶけど、こっちの子は地域を選ぶみたいなんですよ。そうすると、こういうふうになるのってそんなにないと思うんですけど、家庭で2つの活動、同じバスケットにしても分かれて行かないといけない。クラブ活動っていうのは結局、学校部活動がある時間とはとれないですから、結局、それ以降の時間、7時から9時までとかを借りるようになってくる。ものすごい難しいんだよねっていうのを保護者さんがおっしゃってたんですね。だから選択肢が増えるのはすごくいいんですけど、早めに、そこに関わることになる保護者さんとか子どもたちに情報が伝わるようにしていかないと、こっちが想定していない動きが出てしまっって、対応に苦慮するっていう事態が出てきかねないのかなっていうのをちょっと話を聞いてて思ったんですね。なので、やっぱりもうちょっと早い段階で、確かな情報を伝えていかないと、あれ、こんなはずじゃなかったのになって思う子どもがもしかしたら出てくる可能性がある。特にここ2、3年はあるのかなって、ちょっとそこを心配してる場所ではあるんですけど。

(岩橋体育保健課体育指導監)

やはり学校部活動にしる、地域の部活動にしる、スポーツや文化芸術活動に携わるっていうのは、やはり生徒が、子どもたちが主体であるというのは大前提でございますので、その辺のニーズをしっかりと踏まえた中で、各地域、学校との実情に応じた最適なやり方を検討していく必要があると思います。また委員がおっしゃられたように、我々もいろんな協議会や校長会等も含めて、そういう地域での情報発信に関しましては、早め早めに、また小学校等も含めて行っていくような形で周知していきたいと思っております。

(松山体育保健課長)

森委員がおっしゃられるのは、ものすごくそうなんだろうなというふうに思っております。各市町も協議会の方を、今、立ち上げて検討していただいておりますけれども、委員おっしゃられるとおりです

	<p>ね、やはり保護者の方々も一緒にその中に入っていただいて、やはり制度設計をしていかないことには、今与えられた情報の中では、なかなかやっぱり浸透していくのは難しいかなというふうに思っております。そういうこともありまして、各市町、保護者の方も検討委員会の中に入っていただいているような状況でございますので、あとは制度設計をしていく中で、しっかり情報発信が必要だということにつきましましては私たちも市町にお願いをしていきたいなというふうに思っております。</p> <p>(中崎教育長)</p> <p>ぜひガイドライン策定に当たっては、先生の働き方改革もあるんですけど、基本は子どもの視点ですから、今から少子化になって、学校単位でなかなかスポーツとか文化の環境が維持できない中を、地域と一緒に子どもたちを支えていこうというふうな趣旨であるので、だからしっかりその趣旨が学校関係者、さっき話したように、学校に任せるんじゃないよってというようなことも含めてですね。あるいは保護者に向けてのそういったメッセージの発信であるとか、あるいは学校自体が悩んだときは、しっかり市町の教育委員会で受けとめるような、そういった体制も市町の教育委員会にしっかり図った上で、このガイドライン出していただくように、よろしく願いいたします。</p> <p>(中崎委員長)</p> <p>ほかにございませんでしょうか、よろしいですかね。それでは、第37号議案は原案のとおり可決することに、ご異議ございませんでしょうか。</p> <p>採決 「異議なし」と呼ぶ者あり</p> <p>(中崎教育長)</p> <p>ありがとうございます。それではご異議ないものと認め、第37号議案は原案のとおり可決することといたします。</p> <p>それでは報告事項(1)について、説明をお願いします</p> <p>可決 (田川高校教育課長)</p> <p>報告事項(1)についてご説明いたします。</p>
--	---

報 告 (1)

資料 7 4 ページ以降に、職種別の指標を掲載しております。この指標については、先月の定例教育委員会の中で、長崎県教職員研修計画の説明として教育センター立木所長が触れられたものになりますが、今回は、国の指針の改正を受けて、指標の内容を改定いたしましたので、その内容をご報告いたします。7 3 ページにお戻りください。

2 の内容についてですが、教諭・養護教諭・栄養教諭につきましては、求められる資質能力として新たに「ICT や情報・教育データの利活用」に関する視点が大きく追加しております。

また校長等につきましては、先ほどコミュニティ・スクールのところで、地域との連携の必要性についてご説明いたしましたように、学校内外の関係者の協力を得ながら学校の教育力を最大化していく、いわゆるファシリテーション能力や様々な情報を収集・整理・分析し共有するアセスメント能力が必要とされていることから、その視点を追加いたしました。説明は以上です。

(中崎教育長)

事務局からの説明が終わりました。質問等はございませんでしょうか。

(廣田委員)

いつも毎年思うんですけど、7 4 ページ、7 5 ページのいろんな指標があるんですけどね、これは恐らくどこの県に行っても同じような指標じゃないのかなっていうような感じがせんでもないし、僕いつも思うんですけど、長崎県らしい、長崎県はこういうところを強調して育てていきたいという視点というか、僕は趣味で藤原正彦とか齋藤 孝とか、藤原正彦さんというのは数学者で国家の品格とかそういう本を書いた人で、こういう人達の思想にちょっと影響されてる面もあるんだけど、この人たちは本当に読み書きそろばんっていうのか、国語力をもっと重視せんばいかんとかね、そのためには読書なんだ、暗唱の力とかね、そういうものを子どもたちにつけるような教育をやっていかんばいかんと言ってて、極論で言えば、今、国が進めている小学校からの英語教育なんてあれ、無駄だと、翻訳をする人とか、英語を本当に使う人たちがやればいい。ほんの国民の 1 0 % ぐらいの人たちが勉強すればいいと。残り 9 0 % はちゃんと国語をしっかりとやって、きちっとそういう暗唱もやりながら、あとはなくて、もう算数でもしっかりとやっけば人間は育っていくんだっていうような、それに賛同する部分が僕はちょっとあるんです

質 疑

よ。そういう視点というのか、例えば僕は読書というのは非常に大事だと思うんですね。読書を非常に大事にする長崎県とかね。そういうものをつける、あるいは暗唱力をきちっとつけていくという、そういう指標とか、そういうものが、こういうのに反映されていないのかなというふうに思うのが1点。

それから、こういう文章書くときに、例えばファシリテーションとかアセスメントって評価って書けばいいんじゃないかって僕は思うんですけど、事務局はわかってても、これ一般の人が読んだらファシリテーションって何だろうって。アセスメントは大体、使われてるけど、もう評価でいいんじゃないかって、日本語で書けば済むことを横文字で書くっていうのかね、そういうところも改めていかんばいかなのじゃないのかなと思うんですけど、言い過ぎでしょうか。長崎県らしい指標とか、どうでもいいことかもしれないけど、そういうのが必要な感じがするんですね。

(立木教育センター所長)

ワーキングとかっていう形で、この内容の議論に教育センターも深く関わっておりますので、私の方から少しご説明をさせていただければと思います。

まず1つ目の県独自の指標のあり方ということなんですけれども今、廣田委員がおっしゃったようなことというのは、子どもたちに身につけさせるべきものとして、さまざまな、そうした大きな例えば読書がしっかりできてとか、あるいは、さまざまなそういったものがあると思うんですけども、それを具現化できる教師の資質能力をしっかりと土台を作るという意味で、私どもはこの指標を組み立ててるような理解をしております。県によって、文科省が作った指針を参酌してつくるということですので、大枠の部分ではかなり共通のところはあるんですけども、例えば今回改定のところには入ってはおりませんけれども、大きく例えば教諭等で1から今回6までの指標がありますけれども、この大きな柱立てというのは、それほど大きく各県変わりませんけれども、例えばそこにAから今回Qまでつけておりますけれども、そうした細かいところの切り方っていうところは、やっぱりさまざま独自性がありまして、例えば長崎県の場合においては、この平成29年に策定したところから、例えば(1)のDのところですけども、例えば長崎県の郷土愛、今のふるさと教育につながるような、こうした観点をしっかりと採用前のゼロステージから一貫してキャリアを重ねる第4ステージまでしっ

かりと位置づけていくであるとか。例えば今回、新たに指針の改正で国の方も校長等の指標は別にすることを明確に打ち出しておりますけれども、29年の段階では特段そこを明確にしておりませんでした。ですので、県によっては校長等の指標も織り交ぜた形で作っておるんですけれども、長崎県の場合は、校長等を別な指標、例えば(2)のところなんですけれども、学校運営という視点を教諭等のところにも落とし込んで、例えばそのGのところにある危機管理であったり、あるいは今日のコミュニティスクールの議論でもあったように、Fのところにあるような保護者や地域、関係機関との連携する力っていうものを教諭等であってもしっかりとその視点を持った教諭を育てていきたいとか。そういった意味では、長崎県の指標をつくる上で、これを作られたときに議論の組み立て、積み重ねの中で、そうした独自性っていうのは一定、折り込まれてるのかなっていうふうに理解をしております。

2点目の横文字の話ですけれども、私どもも、この指標の策定の中でさまざまに議論をしてきて、例えば校長等のところにファシリテーションというところが新たにつけ加えておりますけれども、ここはもともと地域等との連携というような、似たような類する言葉が出ては来てて、もうこれで本案としてもいいのかなという議論もしてたんですけれども、ただやはり国の方が示している定義というか、これがファシリテーション力とか、アセスメント力っていうことはこういうことだよっていうことを明確に位置づけておりますので、そのところをしっかりと身につけさせるという意味では、何かこれで置き換えられるとか、ここにこういう形で言ってるよねというような、そういう解釈で進むよりも、国の示している言葉をそのまま落とし込む中で、そういったことについてもしっかりと身につけさせねばならないという、いわゆる指標が変わったということ、少し明確化していく、そうした意味で、こうしたお声が出るのかもしれないということは我々も議論しつつ、あえて、この言葉を使わせていただいております。この説明をさまざまな場面でこれからしていく際には、その点については、丁寧に説明をしていければと思っております。以上です。

(廣田委員)

一応、今、所長さんが言われたことはわかった上で言ったんですけど、教員の指導する上での大前提になってるのは子どもたちにどういう力をつけるかっていうことが一番、大事なんで、私が言いた

かったことは、その辺をもっと大事にして、何か指標の中にそういうものが出て来ないかなと、教員の力の中にね。例えば読書指導をさせる力をつけるとかっていうのは、あんまり端的過ぎるけれども、そういうものが必要じゃないかなってということと、この会議に出て来てる以上、横文字の使い方については、前も言ったと思うけど、ただし書きをつけるとか、説明文をつけるとかしないと、恐らく委員会に出て来てる人、記者さんは知ってるのかもしれないけど、そういう用語の説明というのはきちっとやとった方がいいんじゃないかと、公の文章で出る以上はという意味で言った。教員がそれを使っていく分については全然構わない、そういう意味です。

(立木教育センター所長)

説明という意味では、すみません、取り違えておりました。説明という部分については、きちんと明記しておくべきだったかと思っております。今後、気をつけていきたいと思えます。

(中崎委員長)

ほかにございませんでしょうか、ありがとうございます。それでは続きまして報告事項(2)について、説明をお願いします

(大川児童生徒支援課長)

報告事項(2)「子供たちの自尊感情を高める教職員ガイドブック」について、お手元にカラー刷りの別紙資料を配布しておりますのでそれに基づいてご説明いたします。

今回、ガイドブックを作成するに至った背景として、コロナ禍による学校・家庭の生活様式や環境変化が、子供たちの心の状態や行動等に様々な影響を及ぼしているということ。また、昨年、国が12年ぶりに「生徒指導提要」を改訂し、子供の人権を尊重した生徒指導、また、いじめや不登校等に対する未然防止・早期発見・早期対応に係る生徒指導の充実が示され、教職員一人一人が、児童生徒に寄り添い、個々の状況に応じた適切な指導や支援を行っていくことが求められています。

このような状況を受け、子供が互いに認め合う「安心・安全な学校づくり」を目指して、教職員の生徒指導や教育相談等の実践力を高めることを目的にし、今回、「長崎県不登校支援コンセプト」並びに「望ましい人間関係を育む活動事例集」を作成いたしました。

「不登校支援コンセプト」の冊子は、不登校支援協議会において提

<p>質 疑</p>	<p>言された「大切にしたい10の視点」を踏まえ、「つなぐ」をキーワードに、本県の不登校の現状や支援の方向性をまとめた「基本編」と、不登校の未然防止・早期支援や自立支援のための取組事例をまとめた「実践編」の二部構成となっております。</p> <p>本冊子の活用を通して、教職員一人一人が「教育機会確保法」の趣旨を理解し、学校内での不登校の未然防止・早期支援の取組を継続しながら、公的機関や民間施設等とも一層の連携を図ることで、不登校児童生徒の自立支援に繋がる一助になればと考えております。</p> <p>次に「望ましい人間関係を育む活動事例集」ですが、この冊子は、いじめ・暴力行為などの問題行動や不登校等の課題に対し、未然防止を図る上で大切な、子供たちの自尊感情やコミュニケーション能力を育むための教職員向け活動事例集となっております。</p> <p>中身は、3部構成となっており、の「問題行動等の未然防止に向けて」では、未然防止・早期発見のためのチェックポイントや教師と子供の絆づくり、子供同士がつながる活動事例を紹介しています。の「構成的グループエンカウンター」では、子供たちの「自己理解」「他者理解」「関係づくり」を促すための活動事例を紹介、のソーシャルスキルトレーニングでは、良好な人間関係づくりに必要なコミュニケーションスキルを実際の場面で使えるよう促すための活動事例を紹介しています。</p> <p>今後、本年3月末までに、本冊子を県内すべての小・中・高・特別支援学校にデジタルテキスト(カラー版)で配布し、各学校の様々な教育活動の場面で、積極的に活用していただくよう働きかけてまいります。報告は以上です。</p> <p>(中崎教育長)</p> <p>ただいまの報告につきまして、御質問等ございませんでしょうか</p> <p>(芹野委員)</p> <p>とてもいいことだと思うんですけど、予算の問題もあられると思うんですけど、この冊子を超えた例えばDVDであるとかビデオとか、そういったものは作成されるご予定とか、もしくは作成する価値とかがあっていうのはないんでしょうか。</p> <p>(大川児童生徒支援課長)</p> <p>例えばコンセプトの基本編の方には、いろいろな国からの通知であったり、あるいはいろんな指針であったり、そういったものはQ</p>
------------	---

Rコードで読み取って、ぼんとQRコードでネットから見れるようにはしております。ただ全体のビデオとか、そういったものについては現在、作成の予定はしておりませんが、今後、そういった事例集の中で具体的な取組実践例がもし必要であるということであるならば、少し検討もしてまいりたいと思いますが、今のところ作成の予定はございません。

(中崎教育長)

ほかにご覧いただけますでしょうか。森委員。

(森委員)

とてもすばらしい取組だなと思って聞いてたんですけど、最初に子どもの人権を尊重したって説明をされてるときに私思ったのは、教職員の先生の人権もきちんと尊重されるような学校づくりをしていかないと、これだけ具体的に踏み込むような体制を整えていくのであれば、やっぱりそれだけ入っていかねばならない先生たちを守る体制をつくっていかないと、先生たち、どんどん、どんどん厳しいんじゃないかなというのを、説明を聞いてて率直に思ったんですけど、そこに対しては何か。話が全然、これとは違ってくるんですけども。

(大川児童生徒支援課長)

例えば、コンセプトの実践編2ページに、このコンセプトをつくるに当たって、不登校支援協議会のさまざまな専門家の方のご意見を踏まえながら10の視点を設けております。その中の視点5ですね、もう今、森委員がおっしゃったように、まずは子どもたちにとっても楽しい学校、でも教職員にとってもやっぱり楽しい学校でなければならぬ。そういう意味では教職員にとっても、ここに安全・安心ができる場であると、そこは非常に大事だというふうに理解しております。そういったところも含めて管理職の方にも今後、周知をしていきたいというふうに考えております。

(森委員)

多分、家庭の問題になってくるところもあると思うんですけど、やっぱり学校が対応されるっていうところで、保護者さん、家庭の攻撃の対象はどうしても学校になってしまう場合があるってところで、心を、そこまで言われなければならないのかっていうよう

な言葉をやっぱり投げかけられるっていう先生も結構いらっしゃると伺ってるんですね。そういうところでちょっとすごく心配をして、やっぱり心を病んで休職される先生っていうのも、なかなか減らないような状況にある中で、そこら辺もあわせて対応していただけるといいのかなって、教育委員会が先生たちをやっぱり守っていかないといけないですし、保護者は保護者で、私達はPTAの組織を通じて、保護者の中での学びとっていうのをちゃんとしていかなきゃいけないなとは思ってるところではあるんですけども。

（大川児童生徒支援課長）

今、森委員の方からご質問がありましたように、当然、教職員を守るという、たまには保護者の方がちょっと不当な要求であったり、かなり厳しい、いろんな投げかけがあったりするんですが、まずは1人の先生が抱え込まない、とにかくチームで対応する、そこはやっぱり校長のリーダーシップが一番、求められるところではないかなというふうに思っております。県には弁護士相談窓口っていうのもございますので、どうしてもやっぱり法的な部分での支援が必要な場合は、遠慮なく県の方にご相談していただいて、一緒に対応を図っていくというふうなことで体制は整えております。

（中崎教育長）

ガイドブックの周知とあわせて、そういったところも改めて先生方にお伝えしていただければ、よろしく申し上げます。廣田委員。

（廣田委員）

長崎県の場合も、不登校は年々ふえてきていて、この先どうなるんだろうかなという、私は危機感はあると思うんですね。この実践編もちょっと見せてもらったんだけど、非常にいいんじゃないかと思えます。各学校もこれだけ不登校がふえてくると、いろんな情報を持ってると思うんですね。こういうふうにな不登校だったけども、登校できるようになったとか。そういう情報の交換会みたいなのはきちっとやって、それがこういう冊子になってるといふふうにつえていいですか。

（大川児童生徒支援課長）

実践編の方には、実際に不登校から復帰した事例等も載せて、好事例はしっかり協議をしていく。いろんな研修会の場でもそういっ

た好事例を共有する機会を設けておりますので、今後、このテキストを使って、またさらにいろんな事例がありましたら、積極的に協議をしてみたいというふうに考えております。

(廣田委員)

とにかく担任の先生、副担任もそうだけでも一番、不安なのは、そういう不登校が出てきたときに家庭訪問を繰り返したりね、非常に大変だと思うんですね。そういう人たちの支えになるように、こういう実践例をきちっと共有して広めていくっていうのは非常に大事なことだと思いますので、学校に周知していただければと思います。

(中崎教育長)

ほかにございませんでしょうか。非常に議会からも質問を、不登校、いじめは多くてですね、これは本当に1年かけて児童生徒支援課がいろんな実例もくみ上げながら積み上げてきたガイドブックなんで、今日いただいた意見も参考に、ぜひ学校の方にも周知して先生も含めて、そういったことが起きないような環境づくりに努めていきたいと思っているところでございます。

ありがとうございました。それでは報告事項(3)について説明をお願いします。

(池田長崎図書館長)

報 告 (3)

資料80ページをご覧ください。報告事項(3)「令和4年度 第2回長崎県立長崎図書館協議会の会議結果について」御報告いたします。

会議の概要は報告事項 記載のとおりですが、協議の中で委員からいただいた主な意見等について4点御報告いたします。

一つ目は、「ながさきデジタルライブラリー事業」についてです。委員からは、本事業が普段、図書館の利用が難しい方、遠方にお住まいの方等の利用促進につながるのではとの期待や、郷土資料のデジタルアーカイブ化については、県立図書館の資料だけでなく、各市町の関係機関と連携し、県内のデジタル資料の集約化を図ることでさらに充実した取組になるのではとの意見もいただきました。今後も社会の流れを踏まえつつ、本事業を展開してまいります。

二つ目は、課題解決支援についてです。図書館では、ビジネス、産業、子育て等の課題解決支援として様々な講座やイベントを開催し、

質

疑

それに関連する図書を展示する等の事業を実施しています。委員からは加えて、例えば長崎の代表的な産業などの専門書を積極的に収集し、それをPRするなど、県立図書館の魅力をさらに高めてもらいたいとの要望もありました。今後、検討してまいりたいと考えております。

三つ目は、本年4月に開館予定の五島市立図書館について県立図書館はどのような支援を行っているのかとの質問がありました。五島市立図書館開館準備に向けて、本年度も本館からの職員派遣や五島市図書館職員の研修や視察等の受入れ状況について説明いたしました。併せて開館準備段階だけではなく、開館後も五島市と連携し、継続した支援を行っていくことにも触れております。

4つ目は、現在、本館で職員と課題の共有化を図っている「次代の図書館についての課題」について、概要の報告いたしました。急激に変化する図書館内外の変化から生じる課題や、本県が直面している超少子高齢化社会に図書館としてどのような課題と向き合っていくか等の視点について説明を行い、各委員と認識を共有させていただいたところです。今後も機会を捉え協議をお願いしたいと考えております。

その他にも図書館資料の充実や市町図書館支援など県立図書館としての役割に対する御意見がありました。今後も市町図書館職員との意見交換や県立図書館職員の資質向上に努めるとともに、本県にとって必要な図書館サービスの充実に努めてまいります。報告は以上です。

(中崎教育長)

ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、御質問等ございませんでしょうか

(芹野委員)

今の現況の図書館のいわゆる来場者のおよその人数であるとか、ここに出ている例えばデジタルライブラリーっていうものの利用者の数っていうのが、およそどのくらいあるのかっていうのを教えてくださいませんか。

(池田長崎図書館長)

現在、来館者が月平均3万人少し超すぐらい、ですから年間で言いますと、昨年が37万人を少し超すぐらいでしたが、今年は少し

減る見込みですが36万人を超える方々がご来場いただけるのではないかと考えています。

それから、デジタルライブラリー事業では電子書籍のいわゆるアクセス数、まだ半月ぐらいですが、大体2,200件ぐらいのそういったアクセスがっております。他県と比較いたしましたら大体1か月で多いところで500件ぐらいですから、それからするとかなり多いのではないかと考えています。ただなぜ本館はこんな多いのか尋ねたら、他県は広報が少し遅れていたという話でした。私どもは早めに広報をしたので、その分、数が増えてはいるわけですが、ただ事前に広報していたのに、この数値でいいかどうかということは、まだこれからの課題であると考えております。

ただ、どこからそういうアクセスがっているか調べてもらったのですが、私達がこのシステムを入れるときの1つ目途にしております例えば離島部とか半島部からのアクセスはほとんどあっておりませんでした。ですから今後、そういった地域への広報に少し力を入れていかなければならないということも課題として考えているところであります。以上です。

(中崎教育長)

実は昼休みに県議会議員の方を何人が集まってもらってDXの体験会みたいなものを図書館が主催したんですけど、特に離島・半島の議員さんがかなり多く来られたので、多分、地域に帰っているいろいろなPRもしていただけたと思いますし、きょうのにマスコミも入ってありましたので、ぜひPRの方は心がけていただけたらと思います。

(芹野委員)

もちろん固い、いわゆるペーパーの本というものも貴重で大切なものだとは認識してはいますが、いろんなメディアが多様化してる中で、子どもたち、我々も含めて、生活の中でふれ合うものが固いペーパーだけじゃなくなってきたものですから、いろんな多様なメディアを使って情報発信をされるようにしていただきたいなと思います。

(廣田委員)

この3年間のコロナ禍で、私は図書館の利用者って結構、ふえて行ったんじゃないかと思うんですね。それから貸出数がどうなの

かっていう、この3年間、前のコロナ以前と比べてね、この3年間でどう分析されてますか。

(池田長崎図書館長)

実は令和元年の10月5日にミライオン図書館、開館いたしました。最初の3カ月間は毎日3,000人を超す方が来られて、貸出蔵書数もものすごい数となりましたが、すぐにコロナ感染症が起こったものですから、その後、急激に貸出冊数が減少したという状況がございました。ただ2年度、3年度、それから4年度に比較して、やはり徐々に貸出冊数はふえておりまして、昨年度で申しますと90万冊を越すぐらいの冊数になっております。多分、県立で全国で2番目ぐらいの冊数を記録したと思います。本年度もコロナ感染拡大の7次、8次があったりはしましたけれど、恐らく90万冊まで行かないかもわかりませんが、それに近い貸出冊数になるのではないかなと考えているところです。特に75%ぐらいは大村市内の方が多いのですが、残り25%は市外の方となっております。また、それから特に遠隔地サービスもやっておりますし、遠くの方へも予約をしていただければ貸し出すようなサービスも行っていますので、それが十分かどうかは別としても、いろんな方々にご利用いただけるよう取り組んでいることは言えるのではないかなというふうに考えてるところです。

(廣田委員)

今、お聞きして、貸出冊数はそんなに減ってもいいし、むしろ増えているかもしれないという状況なんで、ちょっと安心したんです。私も大村市に移転してから、全然というか1回行ったぐらいで、ほとんど近くの図書館から図書を注文して、そして県立図書館の本がちゃんとその図書館に来て読めるという状況になってるんで、不便は全然、感じてないんですけど、やっぱりそういう遠隔のサービスというのか、そういうのをやっぱり充実させていかないと、県中部にあって、特に長崎市からはもう、恐らく長崎市の人口から比べたら、もう減ってきてるんじゃないかと思うんですよね、行ってる人がね。だからそういう遠隔地サービスを充実させるっていうふうなことは常に念頭に置いてやっていただきたいというふうに思います。

(池田長崎図書館長)

ありがとうございます。先ほど課題のお話をしましたが、人口減少がどんどん進んできてどういくと、いわゆる公共サービスの低下につながるのではないかといった懸念を持っております。いわゆる図書館の統廃合であるとか、あるいは人員の削減であるとか。そういった中で、そういう学びや読書の難民という本や情報にふれる機会が少なくなっている方が増えてくるのではないかと。特にシニア層の方はそうなんですけど、そういった方々にきちんと本を届けるとか情報を届けるっていうことも、やはり市町の方と課題を共有しながらやっていかないといけないと考えています。今回、電子書籍を導入した1つの目的もそこにございます。もちろん先ほど申しました紙の本をきちんと届けるっていうシステムと同時に、いろんな届け方があるんだよということもお知りいただいた上で、ご利用いただければというふうに考えているところであります。

(森委員)

参考までに来館者数と貸出冊数はお話を伺いながらわかったんですけど、年代別の割合的なものっていうのは、もう出てたりするんですか。利用者の割合。

(池田長崎図書館長)

ありがとうございます。実は多分、高齢者が多いのかなと思って調べてみたらですね、意外と30代、40代が中心です。その次に多い世代が50代、それから70代、そして今度10代っていう形になっていきます。ですから、うちの図書館の利用としてはいろんな世代の方々がご利用いただいているということと、それから30代、40代の方が多いというのは当然、お子様を連れての、家族連れでお見えになる方とか、それからコロナでなかなか来館できないときもそうだったのですが、お母さん、お父さんが一人でお見えになられて、子どもの絵本をたくさん借りていかれるとか、そういったケースも見られたようでした。意外と幅広くお使いいただいているのではないかと捉えております。

(中崎教育長)

最近、子どもに配慮したトイレとか、子育て世代が来やすいような環境をつくってますので、今のようなお話になってる。ぜひ館長さん、もしまた今度お見えになるときは、会議の報告というのもあるんですけど、先ほどの来館者数とかいろんな動きとか、そんな数

字を出されると、またいろいろ議論も深まると思いますんで、少し。大村のまちのシンボルとして図書館、活躍してるんじゃないかと思うんですけど、大村在住の嶋崎委員さん、もしコメントがあれば。

(嶋崎委員)

コメントですか。市民、県民に愛されるミライo n図書館、よく頑張ってるなと拝見しております。

(中崎教育長)

よろしいですか。ありがとうございます。それではよろしいですか、ご質問は。

それでは、報告事項は終了をいたします。次の議案審議から非公開で行いますので、管理者の皆さんはご退席をお願いします。それでは、しばらく休憩して16時から再開をいたします。